

江 東 区 公 報

告 示

◎江東区告示第 561 号

江東区財政状況の公表に関する条例（昭和 39 年 3 月江東区条例第 5 号）に基づいて、平成 26 年度上半期の財政状況を別紙のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 19 日

江東区長 山崎 孝明

目 次

◎告 示

平成 26 年度上半期の財政状況の公表について (561) 1

人事行政の運営等の状況の公表について (562) 4

〔別紙〕

平成 26 年度上半期の財政状況 ～江東区～

1 平成 26 年度予算等の概況

(1) 上半期予算の執行状況

平成 26 年 4 月から 9 月までの歳入歳出の執行状況については、下表のとおりです。

(平成 26 年 9 月 30 日現在)

会計区分	予算現額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	支出済額 (円)	支出率 (%)
一 般 会 計	174,395,100,000	72,904,715,859	41.8	66,523,944,209	38.1
国民健康保険会計	53,946,000,000	22,764,430,872	42.2	21,364,545,766	39.6
介護保険会計	29,347,000,000	13,468,751,163	45.9	11,123,584,366	37.9
後期高齢者医療会計	7,781,000,000	3,282,238,936	42.2	2,612,989,624	33.6
合 計	265,469,100,000	112,420,136,830	42.3	101,625,063,965	38.3

※ 一般会計には、繰越明許費繰越額 (45,100,000 円) を含みます。

(2) 上半期の補正予算の状況

一般会計については、当初予算編成後、6 月に予算の補正を行いました。主な内容は以下のとおりです。

① 補正予算 (第 1 号)

(平成 26 年 6 月 30 日 第 2 回区議会定例会可決・3,100 万円の増額補正)

- ・ 東雲保育園耐震補強事業 598 万円
- ・ 北砂保育園耐震補強事業 566 万円
- ・ 江東区中央防災倉庫整備事業 328 万円

(3) 区有財産

区で保有している財産は、下表のとおりです。

(平成 26 年 9 月 30 日現在)

区 分	数 量	金 額 (円)	構 成 比 (%)
土 地	1,422,565.50 m ²	361,343,506,000	59.7
建 物	874,251.48 m ²	138,822,991,000	22.9
基 金	21 基金	89,362,283,694	14.8
工 作 物		4,703,369,000	0.8
有価証券等		4,399,245,392	0.7
物 品	3,497 点	4,363,184,820	0.7

貸付金		1,523,423,514	0.3
立木	6,365本	559,082,000	0.1
合計	—	605,077,085,420	100.0
	区民1人当たり	1,227,297	

(4) 基金現在高

平成26年9月30日現在の区の基金残高は下表のとおりです。21基金のうち、剰余金や財産売却収入等を計画的に積立て、事業目的に応じて繰入れる「積立基金」(11基金)と、利子等の運用益や貸付等により事業を行う「定額運用基金」(10基金)があります。

(平成26年9月30日現在)

積立基金	金額(円)	定額運用基金	金額(円)
財政調整基金	29,706,323,772	用地取得基金	6,000,000,000
減債基金	5,701,116,368	中小企業融資基金	4,200,000,000
公共施設建設基金	24,452,088,475	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	70,000,000
防災基金	4,255,192,418	国民健康保険出産費資金貸付基金	10,000,000
学校施設改築等基金	6,825,623,207	私立保育所施設整備資金融資基金	100,000,000
文化・スポーツ振興基金	3,203,000	住宅修築資金融資基金	90,000,000
みどり・温暖化対策基金	340,951,166	用品調達基金	15,000,000
エコ・リサイクル基金	1,508,799,851	公共料金支払基金	400,000,000
地下鉄8号線建設基金	2,500,000,000	私立高等学校等入学資金融資基金	42,000,000
区営住宅整備基金	1,260,917,000	私立幼稚園施設整備資金融資基金	20,000,000
介護給付費準備基金	1,861,068,437		
合計	78,415,283,694	合計	10,947,000,000

(5) 区債現在高

平成26年9月30日現在の区債残高は下表のとおりです。今後、豊洲シビックセンターや義務教育施設の整備等に係る区債発行を予定しています。

なお、一時的に支払資金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に金融機関などから借り入れる「一時借入金」は、平成26年9月30日現在ありません。

(単位：千円)

区分	25年度末 現在高	26年9月30日 現在高	26年10月以降 元金償還見込	26年10月以降 区債発行見込	26年度末 現在高見込
教育事業	20,177,170	19,574,086	899,857	560,000	19,234,229
庁舎等	2,475,558	2,415,059	174,546	1,391,200	3,631,713
上木事業	2,500,771	2,495,458	17,860	167,000	2,644,598
厚生福祉事業	2,123,098	2,094,499	28,891	220,000	2,285,608
保健衛生事業	1,799,201	1,799,201	76,402	0	1,722,799
合計	29,075,798	28,378,303	1,197,556	2,338,200	29,518,947

(6) 区民負担の状況

区が事業を行うために必要な経費を支える収入のうち、区民の皆さんがどの程度負担しているか、最も身近な特別区民税について見ますと、下表のとおりになります。

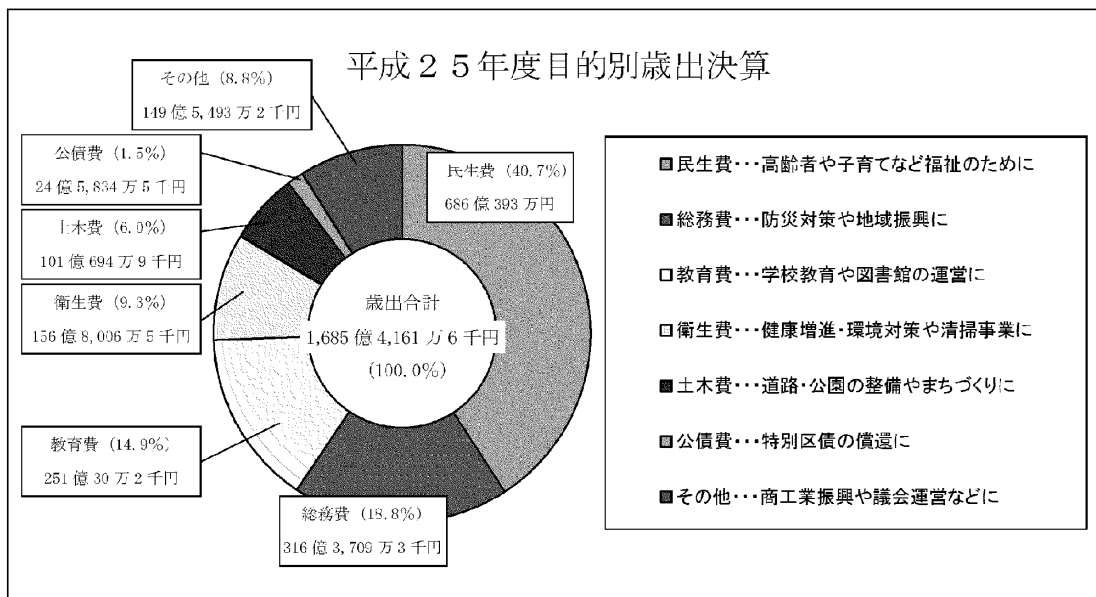
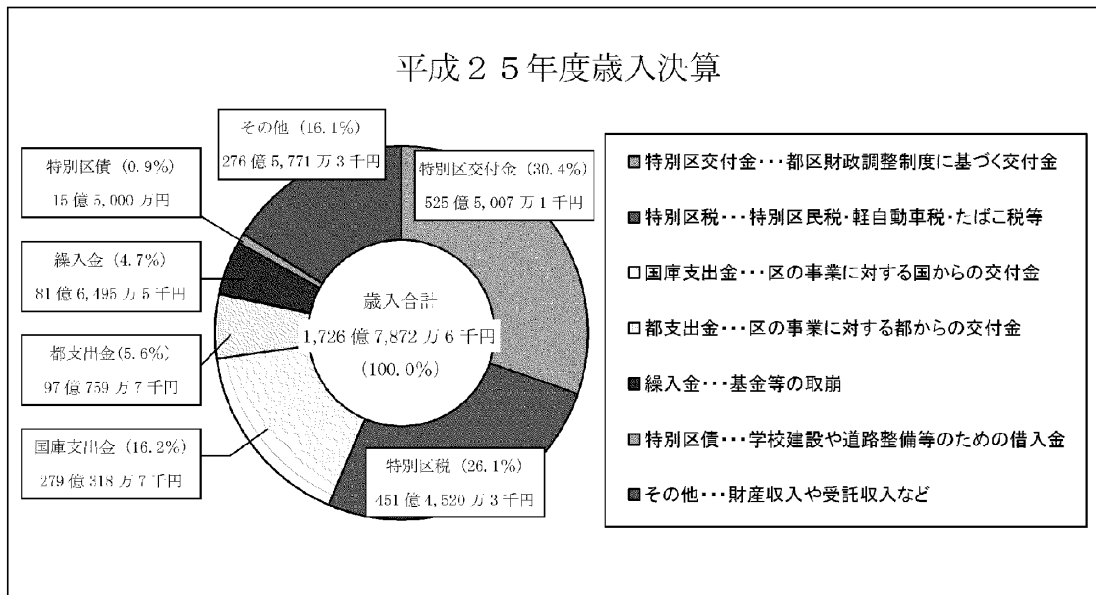
	区民税調定額 (千円)	人口 (人)	1人当たり負担額 (円)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり負担額 (円)
平成26年9月30日現在	43,444,344	493,016	88,120	248,651	174,720

2 平成25年度決算の概況

(1) 歳入歳出決算総括

会計区分	予算現額 (円)	収入額 (円)	収入率 (%)	支出額 (円)	支出率 (%)
一般会計	174,564,946,750	172,678,726,143	98.9	168,541,615,326	96.5
国民健康保険会計	53,420,000,000	53,262,172,095	99.7	50,480,713,483	94.5
介護保険会計	26,256,000,000	25,989,381,990	99.0	25,448,924,885	96.9
後期高齢者医療会計	7,316,000,000	7,294,223,738	99.7	7,162,660,763	97.9
合 計	261,556,946,750	259,224,503,966	99.1	251,633,914,457	96.2

(2) 一般会計歳入歳出決算



◎江東区告示第 5 6 2 号

表します。

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例（平成 1 7 年 3 月江東区条例第 1 号）に基づ
いて、人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公
〔別紙〕

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

江東区人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 8 条の 2 及び江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例（平成 1 7 年江東区条例第 1 号）に基づき、前年度の江東区の人事行政の運営等の状況について公表します。
これは、職員の任用、給与の状況等を公表することによって、江東区の人事行政運営における公平性及び透明
性を確保することを目的としています。

○ 公表項目

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の給与等に関する状況
- III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV 職員の服務、分限及び懲戒処分の状況
- V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- VI 職員の福祉及び利益の保護の状況
- VII 特別区人事委員会の業務状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用選考の状況

平成 2 5 年度における採用選考については、以下のとおり実施しました。（江東区実施分）

(1) 受験資格等

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格・免許
福祉	II 類	無	30歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者
看護師	II 類	無	45歳未満	看護師の免許を有する者

※ 他の職種については特別区人事委員会で実施（特別区人事委員会の業務状況参照）

(2) 実施日程

職種	告示	第一次選考	第二次選考	最終合格発表
福祉	平成25年7月1日	平成25年8月25日	平成25年10月2日～10月18日	平成25年11月19日
看護師	平成25年9月1日	平成25年10月20日	平成25年11月17日	平成25年12月18日

(3) 実施状況

職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
福祉	約15名	117名	91名	31名
看護師	若干名	24名	20名	2名

2 昇任選考の状況

平成 2 5 年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

(1) 主任主事昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
短期	① 別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月31日現在、2級職に4年以上在職し、年齢50歳未満の者 ② 経験者<2級職>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月31日現在、2級職に3年以上在職し、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定
長期A	別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月31日現在、2級職に12年以上在職し、年齢37歳以上56歳未満の者	勤務評定
長期B	別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月31日現在、2級職に5年以上在職し、年齢52歳以上の者	勤務評定

<別表> (事務系) 事務、社会教育 (福祉系) 福祉、心理 (一般技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視 (医療技術系) 診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師		
② 実施状況		
区分	有資格者数	合格者数
短期	325名	65名
長期A	30名	10名
長期B	10名	5名
(2) 係長職昇任選考		
① 受験資格及び選考方法		
区分	受験資格	選考方法
一般	① 別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者 ② 経験者<主任主事Ⅰ>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が4年以上で、年齢が50歳未満の者 ③ 経験者<主任主事Ⅱ>採用選考により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が2年以上で、年齢が50歳未満の者 ④ 清掃工場の円滑な運営を確保するための経験者採用制度により3級職に採用され、別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が4年以上で、年齢が50歳未満の者	筆記考査、勤務評定、面接
長期	① 別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者 ② 経験者<主任主事Ⅰ>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、2級職以上の職に14年以上在職し、そのうち主任主事の職に在職する期間が6年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者 ③ 経験者<主任主事Ⅱ>採用選考により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、2級職以上の職に12年以上在職し、そのうち主任主事の職に在職する期間が4年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者	筆記考査、勤務評定
<別表> (事務系) 事務、社会教育 (福祉系) 福祉、心理 (技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師		
② 実施状況		
区分	有資格者数	合格者数
一般	335名	17名
長期	276名	6名
(3) 総括係長職昇任選考		
① 受験資格及び選考方法		
	受験資格	選考方法
	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、係長、担当係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、年齢42歳以上58歳未満の者	勤務評定
<別表> (事務系) 事務、社会教育 (福祉系) 福祉、心理 (技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師		
② 実施状況		
	有資格者数	合格者数
	91名	15名
(4) 管理職選考		

- ① 受験資格及び選考方法
特別区人事委員会の業務状況参照
- ② 江東区における状況

有資格者数	合格者数
903名	7名

(5) 技能主任職昇任選考

- ① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月31日現在、1級職に16年以上在職し、年齢58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定

<別表>

(技能系) 技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ (業務系) 事務(業務)、業務

- ② 実施状況

有資格者数	合格者数
107名	19名

(6) 技能長職昇任選考

- ① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成26年3月31日現在、技能主任の職に4年以上在職し、年齢58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定

<別表>

(技能系) 技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ (業務系) 事務(業務)、業務

- ② 実施状況

有資格者数	合格者数
109名	3名

3 職員数に関する状況

平成26年4月1日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。(職員数には再任用常時勤務職員を含み、特別職、教育長及び地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員は除きます。)

(1) 職種別職員数

	一般職員					教育職員	合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
男	732人	44人	166人	9人	230人	6人	1,187人
女	478人	690人	35人	93人	155人	100人	1,551人
計	1,210人	734人	201人	102人	385人	106人	2,738人

(2) 職層別職員数

部長級	統括課長	課長級	総括係長	係長級	主任主事	主事	技能業務	園長	副園長	主任教諭	教諭	指導主事
19人	13人	70人	102人	334人	970人	739人	385人	13人	9人	16人	66人	2人

<参考>技能業務系職員の内訳

統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
1人	26人	239人	119人

(3) 正規職員採用者数(平成25年4月2日から平成26年4月1日)

区分	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
I類	21人	2人	9人	3人	-	-	35人
II類	0人	31人	0人	2人	-	-	33人
III類	5人	0人	0人	0人	-	-	5人
経験者(2級職)	14人	0人	1人	0人	-	-	15人
教育職員	-	-	-	-	-	9人	9人

(注) 区分については、各選考の実施状況参照。

(4) 正規職員退職者数 (平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日)

	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
定年退職	31人	20人	3人	2人	26人	4人	86人
勲奨退職	17人	8人	3人	1人	4人	0人	33人
普通退職	7人	9人	4人	4人	2人	4人	30人

<参考>職員数に関する状況中の一般職員の区分の詳細は次のとおりです。

区分	職 務
事務系	一般事務・社会教育
福祉系	福祉・保育上・児童指導・心理
一般技術系	土木技術・造園技術・建築技術・機械技術・電気技術・保健衛生監視・食品衛生監視
医療技術系	医師・歯科医師・診療放射線・歯科衛生士・検査技術・栄養士・保健師・看護師
技能業務系	自動車運転・介護指導・電話交換・警備・作業Ⅰ・調理・用務・作業Ⅱ・自動車運転Ⅱ・作業Ⅲ
教育職員	幼稚園教育職員・指導主事

(5) 再任用・再雇用職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区では高齢者の知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営のため、定年又は勲奨退職後 5 年間に限りに、退職者を再任用・再雇用として活用しています。

再任用常時勤務	再任用短時間勤務	再雇用	計
40人	291人	16人	347人

II 職員の給与等に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	489,755	167,417,115	4,090,843	26,984,279	16.1	16.9

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	2,666	10,485,986	3,476,440	4,226,359	18,188,785	6,823

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江 東 区	41.4歳	316,032円	432,150円	393,074円
東 京 都	41.8歳	325,565円	456,418円	414,392円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江 東 区	50.6歳	303,938円	406,802円	373,020円
うち用務員	54.1歳	307,394円	376,525円	370,300円
うち清掃職員	46.0歳	299,658円	433,335円	375,560円
東 京 都	47.9歳	300,336円	402,439円	367,462円
国	50.1歳	287,992円	—	326,611円

③ 小・中学校・幼稚園教育職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江 東 区	37.5歳	321,933円	421,719円
東 京 都	41.2歳	349,211円	444,448円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		江 東 区	東 京 都	国	
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	総合職	181,200円
	高校卒	143,000円	142,700円	一般職	172,200円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	—	
幼稚園教育職員	大学卒	193,000円	195,600円		
	短大卒	175,700円	178,100円	—	

- (注) 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の初任給を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,550円	356,277円	384,700円	428,367円
	高校卒	222,600円	318,667円	352,417円	357,500円
技能労務職	高校卒	203,600円	272,400円	302,719円	320,522円
幼稚園教育職員	大学卒	288,429円	384,750円	422,200円	418,433円
	短大卒	250,467円	376,900円	387,700円	441,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	下記各職務の級に属さない職の職務	50人	3.8%	138,400円	305,100円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	360人	27.4%	166,100円	339,000円
3 級	主任主事又はこれに相当する職の職務	422人	32.2%	195,500円	369,900円
4 級	係長、担当係長、主査又はこれに相当する職の職務	308人	23.5%	219,500円	411,500円
5 級	総括係長の職の職務	82人	6.2%	228,700円	433,600円
6 級	課長又はこれに相当する職の職務	60人	4.6%	256,000円	447,100円
7 級	統括課長の職の職務	13人	1.0%	284,000円	460,600円
8 級	部長又はこれに相当する職の職務	17人	1.3%	337,200円	518,600円

(注) 1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 一般行政職の平成 26 年 4 月 1 日の勤務成績に応じた昇給の状況

区分	昇給区分	昇給号数	人数
管理職	A (極めて良好)	7号	2人
	B (特に良好)	5号	18人
管理職以外 の職員	A (極めて良好)	7号	54人
	B (特に良好)	5号	307人

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 東 区		国	
1人当たり平均支給額 (25年度)		—	
1,550千円			
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%	・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15~20%	・管理職加算 10~25%		

(注) 支給割合は一般職員の例で、() 内は再任用職員分です。

【参考】一般行政職の勤勉手当への勤務実績の反映状況（平成 25 年度）

区分	成績率の段階	成績率		人数
		6月支給分	12月支給分	
管理職	最上位	135.77/100	135.85/100	3人
	上位	117.38/100	117.42/100	9人
係長級	最上位	115.62/100	115.48/100	24人
	上位	107.51/100	107.44/100	40人
主任主事	最上位	107.97/100	108.02/100	48人
	上位	103.83/100	103.86/100	84人
主事	最上位	103.67/100	104.10/100	53人
	上位	101.83/100	102.05/100	93人

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

江 東 区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.41月分	28.16月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.16月分	37.33月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	44.08月分	52.76月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	44.16月分	52.76月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額			—		
3,525千円 22,410千円			—		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員の平均額です。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）	2,002,785千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	666,041円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
江東区内	18.0%	3,019人	18.0%

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）	30,125千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	82,989円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	12.1%			
手当の種類（手当数）	3種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	支給単価
保健・福祉業務手当	福祉事務所、塩浜福祉園及び保健所職員	面接、訪問、相談業務及び各種検査業務	4,542千円	月額170円 ～580円

特定危険現場作業手当	都市整備部建築課職員	昇降機等の検査業務		日額380円
	総務部経理課及び営繕課、都市整備部建築課、土木部道路課及び施設保全課、教育委員会事務局学校施設課職員	危険高所での検査業務	77千円	日額270円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理に関連する業務	25,506千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	563,853千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	187千円
支給実績 (24年度決算)	541,439千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	177千円

(6) その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額)	異なる	支給額	175,095千円	178,851円
	配偶者または配偶者を欠く 第一子 13,700円 上記以外の扶養親族1人に つき 5,500円 特定期間の子への加算額 4,000円 (16歳年度初め～22歳年度末)				
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に支給 (支給額) 職務ごとの定額	異なる	職務区分、 支給額	138,915千円	1,093,819円
	部長職 128,600円 (同医療職) (142,400円) 統括課長 105,800円 課長職 91,100円 (同医療職) (94,800円) 幼稚園長 91,000円 副園長 64,700円				
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額)	異なる	自動車等使用距離区分	383,680千円	147,512円
	交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額：1か月あたり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600円～13,000円				

住居手当	住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う世帯主等の職員に支給	異なる	支給要件、支給額	167,732千円	99,074円
	(支給額) 月額 8,300円 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員は18,700円、満27歳に達する日以後最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員は9,300円をそれぞれ加算				
初任調整手当	医師、その他専門的知識を必要とする職に従事する職員に一定期間支給	異なる	支給期間、支給額	8,396千円	1,199,429円
	(支給額) 大学卒業後 1~20年 175,100円 同 21~40年 1年ごとに減額				
休日給夜勤手当	休日又は深夜に勤務した職員に支給	同じ	—	98,896千円	201,418円
	(支給額) 休日給 1時間当たり給与額×135/100×勤務時間 夜勤手当 1時間当たり給与額×25/100×勤務時間				
宿日直手当	宿直、日直を行った職員に支給	異なる	勤務態様、支給額	4,558千円	65,114円
	(支給額) 宿直又は日直の1回あたり 9,300円				
管理職員特別勤務手当	管理又は監督する地位にある職員が週休日又は休日に勤務した場合に支給	異なる	支給額	4,446千円	60,904円
	(支給額) 部長職 12,000円 統括課長、課長職又は幼稚園長 10,000円 副園長 8,000円 6時間を超える勤務の場合 150/100				
義務教育等教員特別手当	幼稚園教育職員に支給			3,610千円	30,336円
	(支給額) 職務の級、号給による定額 (月額) 1,120円~4,150円				
単身赴任手当	在勤する公署の移転等に伴い、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給	異なる	距離制限、支給額	564千円	282,000円
	(支給額) 配偶者宅との交通距離による 基礎額 月額 20,000円 加算額 (100km以上) 3,000円~7,000円				

5 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	区 長	1,151,000円
	副 区 長	920,000円
報 酬	議 長	920,000円
	副 議 長	793,000円
	議 員	607,000円
期 末 手 当	区 長	(25年度支給割合)
	副 区 長	3.36月分
	議 長	(25年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.36月分
退 職 手 当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	区 長	給料月額×500/100×勤続年数 23,020,000円 (任期毎)
	副 区 長	給料月額×340/100×勤続年数 12,512,000円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

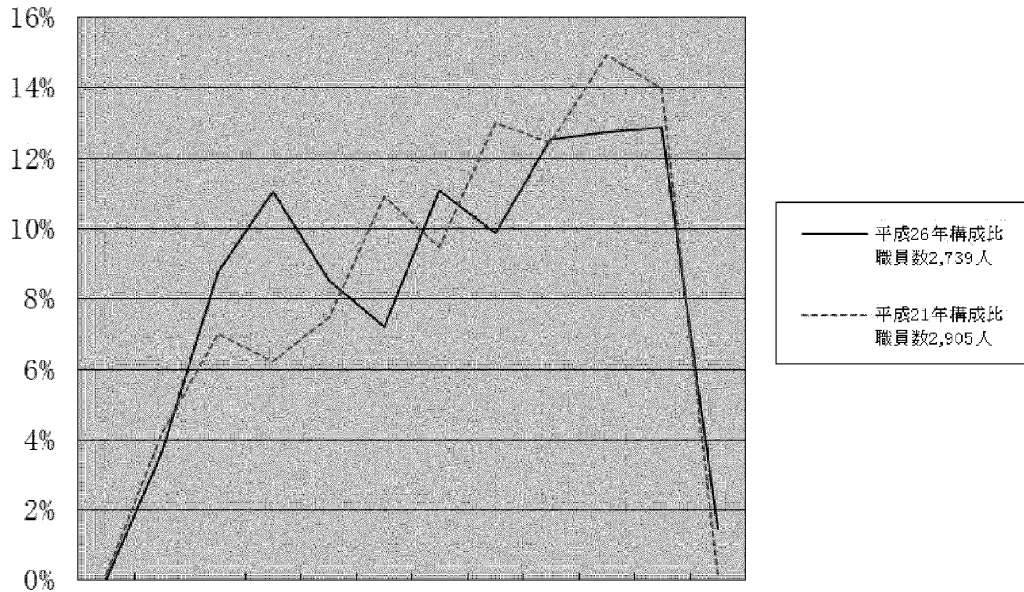
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
一般行政 部 門	議会	11人	11人	0人	事務の統合縮小 業務増 事務の統合縮小、民間委託 事務の統合縮小 業務増
	総務	383人	394人	▲11人	
	税務	95人	95人	0人	
	民生	1,121人	1,120人	1人	
	衛生	370人	373人	▲3人	
	労働	2人	3人	▲1人	
	商工	24人	24人	0人	
	土木	244人	238人	6人	
	小計	2,253人	2,261人	8人	
特別行政 部 門	教育	393人	406人	▲13人	事務の統合縮小、民間委託
公営企業 等 会 計 部 門	その他	93人	93人	0人	事務の統合縮小
	合計	2,739人 [2,970]	2,760人 [2,970]	▲21人 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び公社等への派遣職員(特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、他の地方公共団体を除く。)を含み、再任用短時間勤務職員、臨時職員、非常勤職員を除いています。

2 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業・介護保険事業等です。

3 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 } } } } } } } } } } } }
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区分	20歳未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	100人	240人	303人	234人	198人	304人	271人	344人	349人	353人	41人	2,739人

III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間 (標準的なもの)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分

(注) 施設の開始時刻及び終了時刻により変則勤務の場合があります。

2 休暇

(1) 休暇の制度概要

種 類	事 項	対象者等	日数等
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇		一会計年度について20日 新規採用者は採用月により異なる。
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	疾病又は負傷のため療養する必要のある職員	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
特別休暇 公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	公民としての権利の行使又は公の職務を執行する職員	必要と認められる時間

妊娠出産休暇	出産の前後における女子職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女子職員	妊娠中及び出産後を通じて引き続き16週間（多胎妊娠の場合は24週間）以内の期間
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合の休暇	妊娠中の女子職員	引き続き10日以内の範囲において日単位で1回に限り承認
早期流産休暇	妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要する等のため、勤務することが困難な場合における休暇	妊娠初期において流産した女子職員	流産した日の翌日から起算して引き続き7日以内
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員	健康診査又は保健指導を受けるために必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女子職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、それぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内
育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員	1日2回、1回45分（計90分）
出産支援休暇	男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認
育児参加休暇	男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内で承認（※養育の必要がある子がいる場合には出産予定日の8週間前から取得可能）
生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の勤務が著しく困難な女子に対する措置として、休養を与える休暇	生理日の勤務が著しく困難な女子職員	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する職員、親族が死亡した職員、父母の追悼のため特別な行事を行う職員	結婚する場合…引き続き7日、親族が死亡した場合…親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合…1日
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失等したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	自然災害により現住居が滅失又は損壊した職員	日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間

夏季休暇	夏季の期間 (7月1日から9月30日まで) において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇		原則として、日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活動をする職員	1年につき、5日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進する等、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	①満53歳に達した者 ②満43歳に達した者	①日を単位として引き続く3日以内 ②日を単位として引き続く2日以内
子の看護のための休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員	1年につき、原則として日を単位として5日以内(養育する子が2人以上の場合は10日以内)
短期の介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	1年につき、原則として日を単位として5日以内(対象となる被介護者が2人以上の場合は10日以内)
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。日、時間を単位として利用することができる。

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員区分	取得期間	平均取得日数
一般職員	平成25年4月1日から平成26年3月31日	18.3日
幼稚園教育職員	平成25年4月1日から平成26年3月31日	6.3日

(3) 介護休暇の取得状況 (平成25年4月1日から平成26年3月31日)

区分	介護休暇取得者
男子職員	0人
女子職員	1人
計	1人

3 育児休業等の取得状況 (平成25年4月1日から平成26年3月31日)

(1) 趣旨

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

(2) 制度概要								
種類	制 度 内 容							
育児休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度。育児休業期間中、給与は無給。							
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間（育児時間を含む。）を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められる制度。取得時間に関しては給与の減額を行う。							
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、育児のため短時間勤務することが認められる制度。部分休業が正規の勤務時間は変わらず、その一部について勤務しないことを認められるのに対し、育児短時間勤務制度は正規の勤務時間自体が短くなる。給与は短くなった正規の勤務時間に応じて支給される。							
(3) 取得状況								
	育 児 休 業 取 得 者 数	うち 両 休 業 取 得 者 数	部 分 休 業 取 得 者 数	平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育 児 短 時 間 勤 務 取 得 者 数
				対象者数	うち育 児 休 業 取 得 者 数	うち両 休 業 取 得 者 数	うち部分 休 業 取 得 者 数	
男子職員	0人	0人	2人	40人	0人	0人	0人	0人
24年度から引き続くもの	0人	0人	0人					0人
女子職員	64人	0人	18人	58人	58人	0人	0人	0人
24年度から引き続くもの	47人	0人	6人					0人
計	64人	0人	20人	98人	58人	0人	0人	0人
24年度から引き続くもの	47人	0人	6人					0人
IV 職員の服務、分限及び懲戒処分の状況								
1 分限処分の状況（平成25年4月1日から平成26年3月31日）								
分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能率の維持と向上を図ることを目的としています。								
区分	一般職員			幼稚園教育職員				
降任	0人			0人				
免職	0人			0人				
休職	25人			0人				
降給	0人			0人				
計	25人			0人				
(注) 前年度より引き続き休職中の者を含む。								
2 懲戒処分の状況（平成25年4月1日から平成26年3月31日）								
懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。								
区分	一般職員			幼稚園教育職員				
戒告	0人			0人				
減給	0人			0人				
停職	0人			0人				
免職	0人			0人				
計	0人			0人				

V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

(1) 江東区実施研修の状況

区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加 人員
職 層 研 修	新任研修	新規採用職員	1回	4日	93人
	転任研修	都区間等交流の転入職員	1回	3日	6人
	現任研修(コミュニケーション)	入区2年目の職員(経験者採用職員を除く)	3回	2日	66人
	〃 (説明力向上)	入区3年目の職員(経験者採用職員を除く)	3回	1日	72人
	主任主事研修(体験学習)	主任主事2年目の職員及び経験者<主任主事Ⅰ>採用1年目の職員	10回	2~3日	59人
	〃 (政策ディベート)	主任主事5年目の職員<主任主事Ⅰ>採用4年目の職員	2回	3日	43人
	〃 (フォロー)	主任主事10年目の職員<主任主事Ⅰ>採用9年目の職員	2回	2日	36人
	技能主任研修	技能主任1年目の職員(清掃職員を除く)	1回	1日	16人
	キャリアデザイン研修	現任・主任主事で50歳の職員	2回	1日	31人
	主査1年目研修(政策形成)	24年度係長選考合格者(短期)	1回	6日	23人
	課務担当係長昇任前研修	26年度課務担当係長昇任予定者	1回	1日	28人
	係長研修(メンタルヘルスマネジメント)	係長級職昇任5年目の職員	2回	1日	40人
	〃 (人事評価制度)	課務担当係長1年目の職員及び転任の係長	1回	1日	37人
	新任技能長研修	24年度技能長昇任選考合格者(清掃職員を除く)	1回	1日	2人
	管理職1年目研修(課題解決型)	管理職1年目の職員	1回	2日	8人
	パワーハラスメント防止研修	管理職、管理職選考合格者(再任用で、他団体へ派遣されているものを除く)	2回	1日	95人
	管理職研修(人事評価制度)	管理職1年目の職員及び転任の管理職	1回	1日	10人
	人事評価制度 評定者研修	第二次評定者	2回	1日	69人
	新規再任用・再雇用予定者研修	26年度新規再任用・再雇用予定者	2回	1日	73人
	清掃 職員 研修	公務員倫理	清掃事務所の全職員	2回	1日
公務員同和		2回		1日	164人
実 務 研 修	服務	希望する職員	1回	1日	19人
	予算		1回	1日	46人
	法令入門		1回	1日	41人
	会計		1回	2日	37人
	文書		1回	2日	20人
	救急措置		3回	1日	68人
	IT(アクセス)		1回	2日	18人
	〃 (パワーポイント)		1回	1日	14人
	〃 (ワード・エクセル初級)		1回	1日	16人
	〃 (ワード中級)		1回	1日	22人
〃 (エクセル中級)	2回	1日	42人		

	庁内LANシステム操作研修(文書管理システム)		3回	1日	23人
	〃 (勤怠管理システム)		2回	1日	15人
特別研修	人権研修	全職員	4回	1日	298人
	公務員倫理研修		2回	1日	537人
	接遇リーダー養成研修	各職場で接遇の指導的立場にある職員	2回	1日	48人
	窓口職場接遇診断フィードバック研修	窓口職場の職員	3回	1日	53人
	OJT指導者養成研修(管理職)	管理職の職員	1回	1日	5人
	〃 (係長)	課務担当係長 1年目の職員及び転任の係長	1回	1日	37人
講演会・その他	管理職選考対策講座	希望する職員	1回	1日	7人
	係長選考対策講座		1回	2日	30人
	不当要求防止責任者講習会	係長級の職員	1回	1日	70人
派遣研修	担当職員	315回	1~10日	534人	
職場研修	各課・係	43回	1~8日	1,339人	
自己啓発助成制度	自己啓発助成制度(一般)	希望する職員			13人
	自己啓発助成制度(一級建築士資格取得枠)				3人
計					4,466人

(2) 特別区職員研修所実施研修の状況

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員	
職 層 研 修	新任研修 前期・後期	新規採用職員	1回	3~6日	88人	
	現任研修	2級職3年目の職員及び経験者<2級職>採用2年目の職員	7回	3日	78人	
	係長研修	係長級職昇任2年目の職員	4回	3日	41人	
	管理職候補者研修(昇任前)	管理職選考合格者で、25年度に総括係長の職員	2回	5日	5人	
	管理職研修(メンタルヘルス、メディアトレーニング)	管理職の職員	3回	1日	6人	
	共 同 研 修	新任技能	新規採用職員	1回	1日	4人
		現任技能	採用後5年目、10年目、15年目の技能系清掃職員	1回	2日	4人
		技能主任	技能主任1年目の清掃職員	2回	3日	11人
		新任技能長	技能長1年目の清掃職員	1回	3日	1人
		技能長3年目	技能長3年目の清掃職員	1回	3日	2人
新任統括技能長		統括技能長1年目の清掃職員	1回	2日	1人	
	転入(同和問題)	他部署から清掃事業主管部署に異動してきた職員	2回	1日	3人	
	専門研修	担当職員	55回	1~5日	171人	
	ステップアップ研修	希望する職員 ※一部を主任主事・係長研修(江東区)として受講	58回	1~2日	206人	
	自治体経営研修	希望する職員 ※一部を管理職研修(江東区)として受講	6回	1日	35人	

	サポート研修	希望する職員	10回	1～5日	77人	
	調査研究・その他		12回	1～7日	52人	
	計				785人	
(3)	第五ブロック(墨田・江東・足立・葛飾・江戸川)実施研修の状況					
	研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員	
	窓口英会話(初級)	希望する職員	1回	1日	6人	
	計				6人	
(4)	その他の機関(国・東京都・その他)実施研修の状況					
	研 修 機 関 名	対 象	回数	日数	参加人員	
	東京都福祉保健局、東京都福祉保健財団	担当職員	14回	1～5日	39人	
	東京都立精神保健福祉センター		10回	1日	15人	
	東京都立心身障害者口腔保健センター		2回	1日	2人	
	国土交通大学校		1回	5日	1人	
	特別区協議会	希望する職員	25回	1～5日	31人	
	計				88人	
(5)	幼稚園教育職員に係る研修の実施状況(江東区実施分)					
	区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
職 層		新規採用教諭研修	新規採用教諭	10回	1日	6人
		2年次研修	2年目教諭	1回	1日	6人
		3年次研修	3年目教諭	1回	1日	7人
		幼稚園主任教諭研修会	主任教諭	2回	1日	19人
		副園長研修	副園長	3回	1日	10人
		園長研修	園長	1回	1日	20人
		評価者訓練	専任園長対象	1回	1日	13人
実務		保育実技研修	教員経歴5年以下	1回	1日	19人
		保育実践研修	年少学級担任、年長学級担任	2回	1日	40人
		幼稚園教育研究員	教職経歴10年程度 区立幼経歴5年以上	11回	1日	2人
課題		幼児教育の道徳性育成研修会	全教員及び保育士等	2回	1日	193人
		特別支援教育コーディネーター	コーディネーター	5回	1日	20人
		保幼合同研修	全教員及び保育士	2回	1日	138人
	計				493人	
(6)	幼稚園教育職員に係る研修の実施状況(特別区職員研修所実施分)					
	区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
職 層		2年日フォロー研修	2年目教諭	5回	1日	5人
		幼稚園主任教諭研修	主任教諭昇任者	1回	1日	4人
		新任管理職研修	新任管理職	5回	1日	3人
		園長・副園長等専門研修	園長・副園長	2回	1日	10人
	計				22人	
2	勤務評定等の状況					
(1)	管理職(部課長級職員)					
	目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する成果及び職員の指導・育成に対する成果等を評定しています。					
(2)	一般職員(係長級以下の職員)					
	自己申告及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、能力、執務態度、業績に対する評定をしています。その他、各昇任選考の際に個別評定を行っています。					
(3)	幼稚園教育職員					
①	園長及び副園長					

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する達成及び成果等を評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

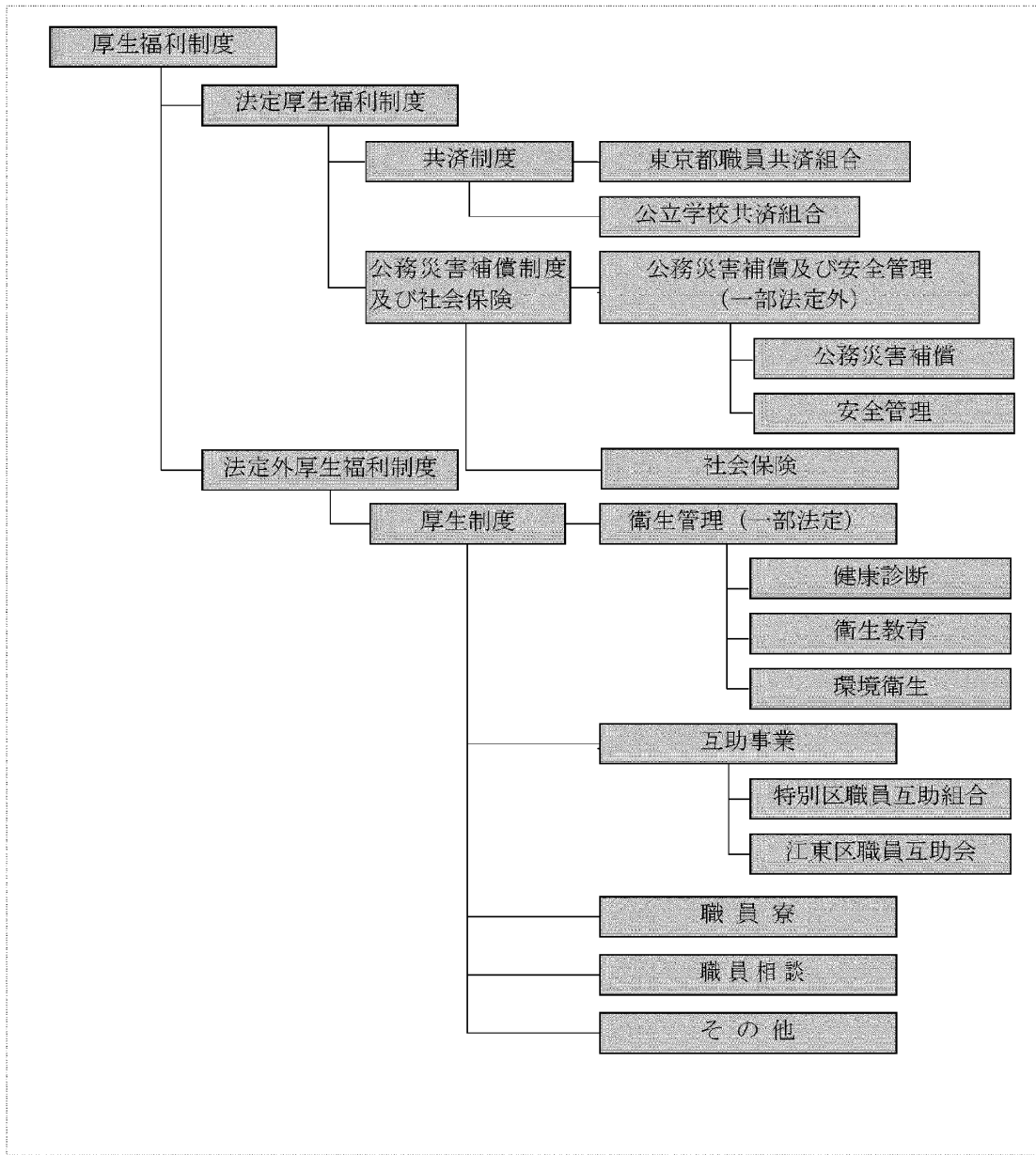
② 一般教員

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、教育指導・幼稚園運営についてそれぞれ能力、情意、実績の要素別に評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

VI 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生福利制度の体系

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度（地方公務員法第 4 2 条）、共済制度（地方公務員法第 4 3 条）を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償制度（地方公務員法第 4 5 条）を規定しています。共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容がほぼ法定されているものを「法定厚生福利」、地方公務員法第 4 2 条に基づき実施するもの等を「法定外厚生福利」と呼んでいます。



2 東京都職員共済組合

地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の増進をはかり、公務の能率的運営の助けとなるよう地方公務員等共済組合法に基づいて設立されています。地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、災害若しくは死亡に関して短期給付又は長期給付を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	この事業は健康保険に相当するもので、法律により給付の種類や内容が定められた「法定給付」と法令の定める基準に従って実施している「附加給付」があります。 【給付の内容】 ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付・・・法定給付 ② 組合員の休業に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ④ ①～③の給付に加えて支給する給付・・・・・・・・・・・・・・・・附加給付 (③の給付に加えて支給する附加給付は、平成25年7月1日から廃止)
長期給付事業	この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職(又は死亡)した後に給付の対象となります。 永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族(遺族)の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。 【給付の種類】 ① 退職共済年金・・・生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び65歳から受ける本来の退職共済年金に分けられます。(経過措置があります。) ② 障害共済年金・・・組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったとき支給されます。 ③ 障害一時金・・・組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。 ④ 遺族共済年金・・・組合員が死亡したときに、その遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)に支給されます。
福祉事業	この事業は、短期・長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるよう行うものです。特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成、委託保健施設などの保健事業、保養施設・アジュール竹芝等の宿泊事業及び住宅資金貸付等の貸付事業を行っています。(新規貸付は、平成25年度末で廃止)

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の各事業ごとに定められ、組合員の掛金と地方公共団体(事業主)の負担金をもって充てられています。

各事業に要する費用の負担割合は、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、各事業の財源率は共済組合等の定款で定められています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 50.0625/1000	給料月額× 7.38/1000	給料月額× 105.7750/1000	給料月額× 2.2/1000
	期末手当等× 40.05/1000	期末手当等× 5.90/1000	期末手当等× 84.62/1000	期末手当等× 1.76/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 50.4025/1000	給料月額× 7.38/1000	給料月額× 153.9000/1000	給料月額× 2.2/1000
	期末手当等× 40.32/1000	期末手当等× 5.90/1000	期末手当等× 123.12/1000	期末手当等× 1.76/1000

3 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務を共同処理する一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生増進を図ることを目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っています。

(1) 事業内容			
主な事業		事業内容	
保険事業	○グループ保険 ○三大疾病保険 ○療養プラン ○長期療養プラン ○入院サポート保険 ○傷害保険 ○積立年金保険 ○団体取扱生命保険 ○団体取扱損害保険		
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー50 ○退職準備セミナー ○介護講座 ○経済セミナー ○子育て支援セミナー ○自己啓発支援		
相談事業	○職員相談室 ○ダイヤル健康相談		
会員制施設事業	○宿泊施設 ○スポーツ施設		
生活支援・リフレッシュ事業	○住宅ローン・自動車ローン・教育ローン・カードローンのあっせん ○割引施設 ○夏冬季口帰り施設 ○チケットの割引 ○指定店		
(2) 事業運営費用等の状況			
事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と各種保険の事務手数料等によってまかなわれています。平成25年度の組合費は給料月額額の1000分の1.7となっています。			
(3) 組合員数			
各区等の組合員総数は、67,414人(平成26年1月1日現在)となっています。			
4 江東区職員互助会			
江東区職員の福利厚生と職員相互の親睦を図るために設けられた任意団体で、職員の身近な福利厚生事業を実施しています。			
(1) 事業内容			
主な事業		事業内容	
給付事業	○結婚祝金 ○出産祝金 ○入学・卒業祝金 ○傷病見舞金 ○弔慰金 ○災害見舞金 ○永年勤続記念品料 ○退職せん別金 ○退会記念品		
文化事業	○サークル団体助成		
厚生事業	○職員ボウリング大会 ○スカイツリーから夜景観賞ツアー ○スカイダック乗車会		
カフェテリアプラン事業	○リフレッシュ、健康、育児・介護、自己啓発などのメニューを利用した場合、自己負担額の1/2を限度として助成(基本年間限度額2万2千円)		
福利事業	○人間ドック利用助成 ○退職者支援事業 ○売店事業		
貸付事業	○一般生計資金貸付金 ○特別生計資金貸付金 ○育児休業資金貸付金 ○住宅資金貸付金 ○進学資金貸付金		
(2) 事業運営費用等の状況(平成25年度決算額)			
事業に必要な経費は、会員から徴収する会費と区の交付金でまかなわれ、会費と区交付金の負担割合は1:0.8となっています。カフェテリアプラン事業以外の事業については会費を運営費用としています。			
会費収入額 (会費割合)	区交付金額	会員数(平成26年3月31日)	一人当たり区交付金額
55,114,890円 (給料月額×5/1000)	43,980,653円	3,079人	14,284円
5 公立学校共済組合			
地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されています。			
組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行ない、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。			
(1) 事業内容			
主な事業		事業内容	
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給しています。民間の健康保険に相当する事業です。		
長期給付事業	組合員の退職後の生活の安定のため、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等の給付を行っています。民間の厚生年金保険に相当する事業です。		

福祉事業	組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○人間ドック・特定健康診査等の保健事業 ○保健施設の開設や保養施設などの宿泊事業 ○住宅資金等の貸付事業
------	--

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金と、地方公共団体等（事業主）が納付する負担金からなっています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 50.7500/1000	給料月額× 6.08/1000	給料月額× 105.7750/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 40.60/1000	期末手当等× 4.86/1000	期末手当等× 84.62/1000	期末手当等× 1.32/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 51.2600/1000	給料月額× 6.08/1000	給料月額× 153.9000/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 41.01/1000	期末手当等× 4.86/1000	期末手当等× 123.12/1000	期末手当等× 1.32/1000

6 公務災害・通勤災害の状況（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

区分	一般職員	教育公務員
公務災害	18件	2件
通勤災害	6件	0件
計	24件	2件

7 職員健康診断の状況

平成 25 年度における職員の健康診断は計 17 種について実施しました。主な健康診断の実施状況は次のとおりです。

(1) 一般職員

主な健康診断	受診者数
定期健康診断	延2,583人
消化器系健康診断	延2,077人
婦人健康診断	延2,346人
VDT健康診断	1,350人

(2) 幼稚園教育職員

主な健康診断	受診者数
教職員結核・循環器系検診	延104人
教職員胃検診	延 37人
教職員大腸ガン検診	延 28人
教職員婦人科健康診断	延 73人

8 職員健康相談の状況（平成 25 年度）

名称	実施内容	件数
健康相談	保健師による健康診断事後フォローを月2回実施	114件
メンタルヘルス相談	産業医による休職者等の復帰前及び復帰後のフォロー面談等、及び過重労働による心身の健康相談を原則月4回実施	154件
	臨床心理士によるカウンセリングを月2回実施	131件

9 職員貸与被服の状況（平成 25 年度の主な貸与実績）

種別	貸与対象	貸与期間	貸与数
作業服	土木現場での作業等及び一般用務に従事する者	1～5年	287 着
清掃作業服	清掃事務所においてごみ収集・運転業務等に従事する者	1～4年	546 着
保育園業務服	保育士、保育園等において賄い及び業務に従事する者	2年	399 着
業務服	福祉会館・児童館等において指導及び用務に従事する者	1～2年	136 着
防寒着・雨衣	出張・調査・作業等屋外での業務（清掃を含む）に従事する者	2～5年	339 着

業務靴・布靴	福祉、児童指導、用務、保育士	1~3年	1,074 足
--------	----------------	------	---------

10 職員寮の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

名称	室数	入寮者数	使用料
古石場職員寮	19室	18人	35,000円/月

Ⅶ 特別区人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成 25 年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。

① 受験資格等

採用区分	職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	資格・免許	その他	
Ⅰ類	事務	有	22歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人 	
	土木造園 (土木)					
	土木造園 (造園)					
	建築					
	機械					
	電気					
	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人		
衛生監視 (衛生)	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員			
衛生監視 (化学)						
	保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師		
Ⅲ類	事務	有	18歳以上 22歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人	
身障選考 (注)	事務	有	18歳以上 28歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている人 自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 通常の勤務時間に対応できる人 活字印刷文による出題に対応できる人 		
経験者 2 級職	事務	有	28歳以上 32歳未満	民間等での業務従事歴 4 年以上	当該職種に関係する業務に従事	<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。
	土木造園 (土木)					
	建築					

経験者 3 級職	(主任 主事Ⅰ)	事務	32歳以上 37歳未満	民間等 での業 務従事 歴 8 年 以上	当該職種 に 関係す る業 務に 従事
		土木造園(土木)			
	(主任 主事Ⅱ)	建築	37歳以上 46歳未満	民間等 での業 務従事 歴 13 年以上	当該職種 に 関係す る業 務に 従事
		事務			
		土木造園(土木)			

(注) 身障選考は身体障害者を対象とする採用選考の略(以下同様)

② 日程

区分	I 類	III 類	経験者	身障選考
告示	3 月 6 日	6 月 12 日	6 月 12 日	7 月 26 日
第1次試験(筆記)	5 月 5 日	9 月 8 日	9 月 8 日	9 月 29 日
第1次試験合格発表	6 月 19 日	10 月 15 日	10 月 15 日	10 月 16 日
第2次試験・選考(面接)	7 月 8 日~7 月 25 日	10 月 23 日・24 日・28 日	10 月 26 日・27 日	10 月 30 日・ 11 月 13 日
第2次合格発表	—	—	11 月 8 日	—
第3次試験・選考(面接)	—	—	11 月 16 日~11 月 24 日	—
最終合格発表	7 月 29 日(技術系) 8 月 9 日(技術系以外)	11 月 8 日	12 月 6 日	11 月 21 日

③ 実施状況

単位:人

採用 区分	職種(試 験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		25年度	24年度	比 較 増△減	25年度	24年度	比 較 増△減	25年度	24年度	比 較 増△減
I 類	事務	16,458	17,606	△1,148	13,014	13,815	△ 801	1,549	1,635	△ 86
	土木造園 (土木)	641	677	△ 36	463	451	12	167	152	15
	土木造園 (造園)	95	99	△ 4	66	73	△ 7	12	21	△ 9
	建築	279	312	△ 33	205	235	△ 30	101	76	25
	機械	158	144	14	105	98	7	33	38	△ 5
	電気	183	173	10	131	112	19	38	36	2
	福祉	463	513	△ 50	360	396	△ 36	85	80	5
	衛生監視 (衛生)	251	295	△ 44	198	208	△ 10	61	57	4
	衛生監視 (化学)	84	123	△ 39	46	80	△ 34	6	4	2
	保健師	414	425	△ 11	351	340	11	74	72	2
小 計	19,026	20,367	△1,341	14,939	15,808	△ 869	2,126	2,171	△ 45	
III 類	事務	2,254	2,491	△ 237	1,605	1,760	△ 155	213	229	△ 16
身障 選考	事務	86	54	32	77	47	30	26	23	3

経験者	2 級職	事務	1,300	1,235	65	1,029	953	76	100	130	△ 30	
		土木造園 (土木)	31	36	△ 5	23	25	△ 2	13	18	△ 5	
		建築	50	46	4	42	35	7	21	23	△ 2	
		小 計	1,381	1,317	64	1,094	1,013	81	134	171	△ 37	
	3 級職	(主任主事Ⅰ)	事務	887	900	△ 13	658	670	△ 12	30	44	△ 14
			土木造園 (土木)	28	66	△ 38	25	54	△ 29	9	13	△ 4
			建築	53	43	10	42	37	5	12	14	△ 2
			機械	—	6	△ 6	—	4	△ 4	—	3	△ 3
		電気	—	11	△ 11	—	10	△ 10	—	1	△ 1	
		小 計	968	1,026	△ 58	725	775	△ 50	51	75	△ 24	
		(主任主事Ⅱ)	事務	603	789	△ 186	448	597	△ 149	5	7	△ 2
			土木造園 (土木)	64	74	△ 10	44	48	△ 4	6	2	4
	小 計		667	863	△ 196	492	645	△ 153	11	9	2	
	合 計		24,382	26,118	△1,736	18,932	20,048	△1,116	2,561	2,678	△ 117	

(2) 採用選考等

平成 25 年度に人事委員会が実施した江東区の採用選考等の実施状況は次のとおりです。

① 医療専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職 (課長級以上)	1人

② 一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	0人
係長職	0人
総括係長	0人
課長級	0人
統括課長	0人
部長級	0人

(3) 管理職選考

① 受験資格等

○ 1 類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢 55 歳未満で、主任主事以上の在職期間が 6 年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式—受験資格を満たしている人が、筆記考査 (択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題) 全てを受験する方式。

分割受験方式—受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいらない。

免除受験方式—択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式—主任主事の職にあり、その在職期間が 3～5 年日の人 (経験者採用制度により採用された人の特例あり) が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいらない。

(選考方法) 筆記考査 (択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)、勤務評定、口頭試問、適性評定 (技術のみ)

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の 3 年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○Ⅱ類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢 47 歳以上 56 歳未満で、総括係長の在職期間が 1 年以上の者

(選考方法) 筆記考査(事例式論文)、勤務評定、口頭試問

② 合格者決定の実施状況

○Ⅰ類(全部及び免除受験方式)及びⅡ類 (単位:人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
		25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減
Ⅰ類	事務	364	339	25	196	164	32	102	79	23	28.0	23.3	4.7
	技術Ⅰ	49	65	△16	21	16	5	17	10	7	34.7	15.4	19.3
	技術Ⅱ	25	29	△4	10	16	△6	8	14	△6	32.0	48.3	△16.3
	技術Ⅲ	33	24	9	8	8	0	5	2	3	15.2	8.3	6.9
	技術計	107	118	△11	39	40	△1	30	26	4	28.0	22.0	6.0
	小計	471	457	14	235	204	31	132	105	27	28.0	23.0	5.0
Ⅱ類	事務	93	111	△18	66	77	△11	38	49	△11	40.9	44.1	△3.2
	技術	17	14	3	11	10	1	10	10	0	58.8	71.4	△12.6
	小計	110	125	△15	77	87	△10	48	59	△11	43.6	47.2	△3.6
合計		581	582	△1	312	291	21	180	164	16	31.0	28.2	2.8

○Ⅰ類(全部受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
		25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減
Ⅰ類(全部)	事務	240	211	29	108	86	22	61	41	20	25.4	19.4	6.0
	技術Ⅰ	29	46	△17	9	9	0	7	5	2	24.1	10.9	13.2
	技術Ⅱ	18	24	△6	5	11	△6	5	10	△5	27.8	41.7	△13.9
	技術Ⅲ	19	14	5	3	4	△1	2	0	2	10.5	0.0	10.5
	技術計	66	84	△18	17	24	△7	14	15	△1	21.2	17.9	3.3
合計		306	295	11	125	110	15	75	56	19	24.5	19.0	5.5

○Ⅰ類(免除受験方式) (単位:人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
		25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減	25年度	24年度	増減
Ⅰ類(免除)	事務	124	128	△4	88	78	10	41	38	3	33.1	29.7	3.4
	技術Ⅰ	20	19	1	12	7	5	10	5	5	50.0	26.3	23.7
	技術Ⅱ	7	5	2	5	5	0	3	4	△1	42.9	80.0	△37.1
	技術Ⅲ	14	10	4	5	4	1	3	2	1	21.4	20.0	1.4
	技術計	41	34	7	22	16	6	16	11	5	39.0	32.4	6.6
合計		165	162	3	110	94	16	57	49	8	34.5	30.2	4.3

③ 免除者決定の実施状況 (単位:人、%)

選考区分	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
事務	407	174	108	125	112	54	22	36	27.5	31.0	20.4	28.8
技術Ⅰ	64	20	18	26	20	5	3	12	31.3	25.0	16.7	46.2
技術Ⅱ	39	13	10	16	14	2	4	8	35.9	15.4	40.0	50.0
技術Ⅲ	61	16	15	30	15	6	2	7	24.6	37.5	13.5	23.3
技術計	164	49	43	72	49	13	9	27	29.9	26.5	20.9	37.5
合計	571	223	151	197	161	67	31	63	28.2	30.0	20.5	32.0

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進

- 出した人のうち合格にいたらなかった人。
- 3 分割とは、分割受験方式で受験した人。
- 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。
- 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

(4) 特例転職選考

① 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、年齢満 5 歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

(選考方法) 筆記考査 (択一式問題・作文)、勤務評定

② 実施状況

(単位：人、%)

種別	職種	職務	有資格者	申込者	申込率	受験者	受験率	合格者	合格率
			数 A	数 B	B/A	数 C	C/B	数 D	D/C
業務系	業務	一般業務	16	2	12.5	2	100.0	1	50.0
	技能 I	介護指導	13	2	15.4	1	50.0	1	100.0
技能系 (異種 職務従 事者)	技能 II	電話交換	3	2	66.7	2	100.0	2	100.0
		警備	2	1	50.0	1	100.0	1	100.0
	技能 III	作業 I	8	2	26.7	1	50.0	1	100.0
		調理	24	24	100.0	23	95.8	20	87.0
		用務	16	9	56.3	9	100.0	8	88.9
	技能 IV	作業 II	7	4	57.1	4	100.0	2	50.0
		家庭奉仕	5	3	60.0	3	100.0	0	0.0
技能系計			78	47	60.3	44	93.6	35	79.5
合計			94	49	52.1	46	93.9	36	78.3

(注) 技能 V、VI は有資格者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 25 年 10 月 9 日、23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

その概要は次のとおりです。

【本年の勧告のポイント】

◇ 月例給は引下げ改定、特別給は改定なし、新たな住居手当制度

1 月例給

○ 公民較差 (△588 円、△0.14%) を解消するため、給料表を引下げ改定

・ I 類初任給までの号給等は据置き

・ 管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4 級以上の級の引下げを緩和

2 特別給 (期末手当・勤勉手当)

○ 民間の特別給 (賞与) の支給割合とおおむね均衡しており改定なし (現行 3.95 月)

3 新たな住居手当制度

○ 支給対象は、借家・借間に居住し、一定額以上の家賃を負担する世帯主等

○ 一定年齢層 (当該年度末現在、満 27 歳まで・満 28 歳から満 32 歳まで) の職員に加算措置を実施

◎ 職員の平均年間給与は、約△9 千円

職員の給与に関する報告 (意見)・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容 (平成 25 年 4 月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
58,638 人	30,654 人	407,376 円	42.8 歳

2 民間給与実態調査の内容 (平成 25 年 4 月)

区分	内 容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 1,095 民間事業所を实地調査 (調査完了 833 事業所)

3 公民比較の結果

	民間従業員	職 員	差
月 例 給	406,788 円	407,376 円	△588 円 (△0.14%)
特 別 給	3.97 月分	3.95 月	0.02 月

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は含まれていない。

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表 (一)

- ・原則全ての級及び号給について、給料月額を引下げ
- ・Ⅰ類初任給までの号給等の給料月額は据置き
- ・管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4 級以上の級の引下げを緩和
- ・任用資格基準を考慮し、全ての級において、一部号給の引下げを緩和

(2) その他の給料表

- ・医療職給料表 (一) については、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし
- ・医療職給料表 (二)、医療職給料表 (三) 及び幼稚園教育職員給料表については、行政職給料表 (一) との均衡を考慮した改定

2 行政職給料表 (一) の初任給

- ・Ⅰ類 (大学卒程度)、Ⅲ類 (高校卒程度) とともに据置き

(参考 1) 較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△499 円	—	△89 円	△588 円

(参考 2) 改定による平均年間給与の減少額 (公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6,558 千円	約 6,549 千円	約 △9 千円

(参考 3) モデルケースによる試算

○ケース 1 係員 (1 級 29 号給、25 歳)

扶養手当：無、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
222,116 円	222,116 円	0 円	3,510 千円	3,510 千円	0 千円

○ケース 2 係長 (4 級 61 号給、40 歳)

扶養手当：配偶者、子 2 人 (教育加算無)、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
449,176 円	448,822 円	△354 円	7,204 千円	7,198 千円	△6 千円

○ケース 3 課長 (6 級 69 号給、45 歳)

扶養手当：配偶者、子 2 人 (教育加算無)、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
633,728 円	633,256 円	△472 円	10,132 千円	10,124 千円	△8 千円

○ケース 4 部長 (8 級 55 号給、50 歳)

扶養手当：配偶者、子 2 人 (内教育加算 1 人)、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
757,038 円	756,448 円	△590 円	12,202 千円	12,192 千円	△10 千円

3 実施時期等

- ・給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日) から実施
- ・平成 25 年 4 月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、引下げ改定を行わない医療職給料表 (一) が適用されている職員を除き、本年度中に支給される期末手当の額において平成 24 年の勧告に準じ、所要の調整を実施

Ⅲ 新たな住居手当制度

1 支給対象

- ・世帯主等である職員のうち、自ら又は単身赴任手当受給者の配偶者等が居住するため住宅等（公舎等を除く。）を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃等を支払っている者

2 支給額等

- ・有為な人材を確保するとともに、給与に占める家賃負担割合が高い職員に配慮するという観点等から、一定年齢層の職員に加算措置を実施
- ・手当の月額を 8,300 円とし、当該年度末現在、満 27 歳までの者には 18,700 円を、満 28 歳から満 32 歳までの者には 9,300 円を、それぞれ月額に加算
- ・単身赴任手当受給者の留守宅に係る月額等は、それぞれ上記の半額程度に設定

3 実施時期等

- ・平成 26 年 4 月 1 日から実施（必要に応じて経過措置を実施）

Ⅳ 今後の給与制度

1 職務・職責が的確に反映された給与制度

- ・職務の困難性や職責の重大さに応じた給与水準を設定していく観点から、管理職及び係長職の給料等について適宜見直しを図ることが必要
- ・「職層（職務分類基準）」の見直しの検討状況を踏まえ、職務・職責を的確に反映した給与制度を構築することが必要
- ・区民の理解が得られる適正な給与制度を構築するという観点から、給料表や諸手当等について必要に応じた見直しを検討

2 諸手当（勤勉手当制度）

- ・成績率の運用について、昨年から改善が図られた区もあるものの、一部の区では依然として制度趣旨に合致しない状況。制度の導入目的を踏まえ、適正に運用を行っていくことが必要

3 50歳台の給与のあり方

- ・特別区においては、給与カーブのフラット化等により、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制
- ・国や他の地方公共団体の動向及び民間の賃金事情を引き続き注視し、今後の雇用と年金の接続に係る給与のあり方も見据え、給与制度全般にわたり一体的に検討することが必要

4 再任用職員の給与

- ・雇用と年金の接続に係る国の検討状況や民間の動向を引き続き注視

Ⅴ 区費負担の学校教育職員の給与制度

- ・東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

Ⅰ 人事制度の整備

1 有為な人材の確保

(1) 採用制度の検討

- ・行政課題に迅速かつ的確に対応するため、解決に向けた最初の一步を主体的に踏み出す「自ら考え行動する」人材の確保に向けた努力を継続

(2) 受験者獲得策の強化

- ・技術系職種を受験者獲得に向けた様々な取組みを着実に実行するとともに、受験資格の大括り化の検討に着手するなど、有為な人材の確保に向けた受験者獲得策の強化を検討
- ・国や他団体等の動きを踏まえ、任命権者と十分に連携の上、採用試験の日程や能力実証方法の改善等の課題に対して適切に対応

2 人材の育成

(1) 次代を担う「職員」の育成

- ・次代を担う職員の育成にあたっては、人事評価制度を的確に機能させることが求められ、そのためには、職員の納得性及び評価の公平性を高めることが極めて重要
- ・職務に取り組む上での今後の方向性等の絵姿（キャリア・パス）のあり方の検討を進めるなど、任命権者による職員の自学を促す人材育成の取組みを支援
- ・女性職員の活用や昇任意欲の醸成に向けた各区の取組みを支援するため、指針を策定し、組織活力の維持向上に尽力
- ・管理監督者がマネジメントの全体像や必要性を理解できるよう、小冊子等の配布を検討。任命権者及び特別区職員研修所とさらに密接な連携を図り、職層研修等でのマネジメント力の向上を図るなど、管理職員の能力向上に尽力

(2) 職員の努力と成長を支援するための仕組みづくり

- ・職務を通じて職員の努力と成長を支援するためのメリハリある人事・給与制度について、弾力的な任用管理の観点を踏まえ、任命権者と連携し、検討を推進
- ・職務の複雑性と責任の度合いに基づき、職層を「部長職」「課長職」「係長職」「係員」の4つに整理。これらを基本に「職層（職務分類基準）」の見直しを検討
- ・技術系管理職の確保等のため、本年度の管理職選考から、一級建築士の有資格者に対する特例制度等を導入。本改正の効果を検証しつつ、任命権者と連携し、技術系管理職の確保に向けた検討を継続
- ・組織運営に欠くことのできない重要な職責を担っている係長職の確保は喫緊の課題。本人の申込みによらない選考制度の導入など各任命権者の対応を踏まえ、係長職の確保に向け、あらゆる角度から対応

3 高齢期職員の活用等

- ・高齢期雇用は、職員の生活にかかわる重要な課題。職員のモチベーションの維持・向上や組織全体の活性化を図る観点で、中長期を見据えた人事制度を検討
- ・以下は早急に取り組むべき課題

(1) 採用計画の早期作成

- ・フルタイム再任用職員が定数上増加することにより、翌年度の職員採用に大きな影響も想定。高齢期職員の意向等の把握に努め、採用計画を整備することが必要

(2) 高齢期職員の能力活用と職場の活力維持

- ・高齢期職員を含めた職員全体のモチベーションの向上に努めるとともに、必要に応じて、職場の執行体制の見直しの検討が必要

II 勤務環境の整備

1 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・任命権者は、両立支援のための取組みをより一層充実させるとともに、適切に制度の運用を図ることが必要。管理職員は、制度を利用しやすい環境を作るため、職場内での支援体制を整えていくことが必要

2 超過勤務の縮減等

- ・任命権者は、超過勤務の要因を分析し、業務体制の見直しを図るなど、縮減に向けた対策に取り組むことが必要
- ・任命権者は、全ての職員が休暇を取得しやすい勤務環境の整備に尽力することが必要

3 メンタルヘルスの推進

- ・任命権者によるメンタルヘルスクアの体系的な推進が必要。管理監督者等に対し、職場環境等の把握と改善の活動を行いやすい環境の整備などの支援が重要
- ・管理監督者は、日常的に職場環境等の評価と改善を行うとともに、職員との適切なコミュニケーションにより、職場全体の心の健康を良好な状態に保つことが必要

III 公務員倫理の確立

- ・職員は、区民に身近な存在として日々の職務に精励することで、その信頼に応えていくことが義務
- ・任命権者は、不祥事の原因及び事実関係を詳細に把握・分析し、組織全体の問題として、再発防止に向けた取組みを行っていくことが必要
- ・管理職員は、職場内の連携を密に図り、相談しやすい環境づくりに努めるなど、不祥事を未然に防ぐ取組みを行うことが重要
- ・個人情報扱う職員は、紛失等の危険性を常に認識し、職務遂行にあたり細心の注意を払うことが必要。任命権者は、継続的な研修や情報管理体制の整備に努め、個人情報の適正管理を徹底することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度中における江東区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数	A	25年度要求件数	B	完結件数	C	翌年度継続件数	A+B-C	備考
	1件		0件		1件		0件	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度中における江東区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数	A	25年度申立て件数	B	完結件数	C	翌年度継続件数	A+B-C	備考
	18件		0件		0件		18件	